

平成27年7月21日

プレスリリース

報道各位

理事長コメント

コメの先物取引の試験上場については、平成23年8月8日から取引を開始し、間もなく4年をむかえます。

この4年間、トラブルもなく、円滑な取引が行われてきたのは、関係者の皆様の御指導、御協力の賜であり、まず、厚く御礼を申し上げます。

取引開始以前には、価格が乱高下し、生産・流通現場に著しい影響を与えるとの懸念も示されていたことから、本所としても、その市場管理の徹底に努めて参りましたが、これまでの取引において、価格の極端な乱高下は確認されておらず、また、生産、流通の現場に著しい支障を及ぼしているとの具体的な事実は確認されておりません。

また、平成25年8月7日付け食料産業局長通知に明記された試験上場の再延長に当たっての判断要素に照らしたとき、各々の基準に適合しているものと考えております。

一方で、先物市場が十分に活用されているとは言い難い、また、先物取引に対する知識や利用方法等が生産・流通業者に十分に浸透していないなどのご意見も頂戴しており、取引の裾野が十二分に広がっているとまでは言い切れない現状がございます。

以上の点を踏まえ、本日、臨時会員総会の決議を経て、本上場の移行を急ぐのではなく、さらに細心の注意を払って、コメの先物取引の試験上場を2年間再延長する旨の定款変更の認可申請を農林水産大臣に対して提出したところであります。

このたびの申請の検討に当たっては、本所として、本年3月23日に、茂野隆一筑波大学大学院教授を委員長として、外部有識者で構成される「コメ試験上場検証特別委員会」を再開し、これまでの取引の状況について、検証を行って参りました。

同委員会におかれては短期間にもかかわらず活発な御議論、御検討をいただき、7月1日に「コメ試験上場に関する検証報告書」を取りまとめいただきました。



検証委員会の検証結果の詳細につきましては、本所の公式 Web サイト上に掲載しておりますので、こちらをご覧いただきたいと考えますが、結論として「コメ先物取引の本上場への移行、または少なくとも試験上場の延長を申請することについて、諸般の状況を踏まえながら検討することが適当」との御提言がなされておりました。また、平成30年産を目途とした米政策の見直しに関する動きも見据えれば、コメ先物市場の必要性は、今後さらに高まる可能性があるとのことのご意見も多くいただきました。

本所においては、この御提言を踏まえ、検討を行い、現時点でも本上場への移行申請を行う余地はあったものの、この4年間においては、取引の裾野が十二分に広がっているとまでは言い切れない状況にあるため、さらに細心の注意を払って、試験上場期間を再延長し、価格形成、価格変動のリスクなどを検証したいと考えております。その上で、取引所として取引参加者の裾野を拓げる取組を従来にも増して行うことにより、安定した取引を確保していくことが求められていると考えております。こうした考えの下、本日、臨時会員総会の決議を経て、コメの先物取引の試験上場を2年間再延長する旨の申請を行ったところであります。延長期間については、3年間という選択肢もありましたが、1年でも、1日でも早く本上場を実現してほしいとの関係者の思いも受け止め、従前どおり2年間とし、その間に、関係者とりわけ生産者団体の御理解を得るべく全力で取組み、早期に本上場に繋げたいと考えております。

なお、認可申請が認められた場合にあつては、新たな2年間について、本所として責任をもって市場振興及び適正な市場管理に努めることはもとより、商品設計等についても、当業者の意見を十分に拝聴した上で、不断の見直しを行い、生産者をはじめ当業者及び投資家にとって、より利用しやすく、安心できる市場の実現を図る所存です。

平成27年7月21日
大阪堂島商品取引所
理事長 岡本 安明



定款変更理由書

平成 27 年 7 月 21 日

大阪堂島商品取引所

平成 23 年 8 月 8 日に、米穀の当業者に対する価格変動のリスクヘッジや在庫調整の場の提供及び取引の指標となる客観的な価格の形成を目指し、米穀の試験上場の先物取引を開始した。まもなく 4 年の試験上場期限を迎える。

これまでの取引の状況については、本所として客観的に検証を行うため「コメ試験上場検証特別委員会」（委員長：茂野隆一筑波大学大学院生命環境系教授）を設置し、検証を行った結果、以下のような報告を得た。

現物価格の水準との著しい乖離等は生じておらず、他の上場商品と比較しても値動きは小さい等、価格の極端な乱高下は認められていない。生産、流通の現場に著しい支障を及ぼしているとの具体的な事実も確認されていない。

取引量については、必ずしも活況とはいえないものの、十分な取引量が見込まれないとまでは言えない。また、現物受渡しについても、取引開始以来、中小の卸売業者及び小売業者が、新たな米穀の調達先又は販売先として活用する動きも見られている。

また、平成 25 年 8 月 8 日の延長以降は、食料産業局長から通知された「米の試験上場に当たっての留意事項について（平成 25 年 8 月 7 日付け 25 食産 1977 号）」を踏まえた取組が進められてきた効果もあり、各々の判断要素に適合していることが認められ、少なくとも市場の成長性がみられないと断じることは出来ない。

さらに、コメの価格形成におけるマーケット・メカニズムの積極的な活用に際し、今後、これまで以上に先物取引を活用する機会が増える可能性もあると考えられる。

以上を踏まえれば、試験上場から本上場に移行し、取引の継続性を制度的に確保することも考えられるが、より多くの取引参加者が必要との声もあることを踏まえて、現時点で本上場に移行するのではなく、さらに細心の注意を払い、試験上場期間を再延長して、価格形成、価格変動のリスクなどを検証し、かつ、取引所として取引参加者の裾野を拡げる取組を従来にも増して行うことにより、安定した取引を確保していくことこそ求められている。

また、近時においては、啓発活動等の成果により、取引量は増加傾向にあり、また、累次の商品設計の見直しの効果もあり、取引を行う当業者等から一定の評価が寄せら

れ、着実に上場当初の目的の方向に歩みつつある。

以上のことから、本所の定款について、農産物市場に米穀を含める範囲変更期間を2年間再延長（合計6年間）するための所要の変更を行うものであるが、もとより、今後とも、商品設計等については、当業者の意見を十分に聞いた上で、不断の見直しを行い、より利用しやすい市場の実現を図っていく所存である。

以 上

定款一部変更

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変	更	現	行	備 考
第 1 章 総 則 第1条、第2条 (省 略) (商品市場・上場商品等) 第3条 1～3 (省 略) 4 農産物市場における米穀の上場期間は、取引を開始した日から<u>6年</u>を経過した日までとする。ただし、<u>6年</u>経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。 (以下省略) 附 則 (平成27年7月21日) 平成27年7月21日開催の臨時総会において決議されたこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日 (平成27年 月 日) から施行する。	第 1 章 総 則 第1条、第2条 (省 略) (商品市場・上場商品等) 第3条 1～3 (省 略) 4 農産物市場における米穀の上場期間は、取引を開始した日から<u>4年</u>を経過した日までとする。ただし、<u>4年</u>経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。 (以下省略)			